

2008年6月13日

明治乳業株式会社
代表取締役社長 浅野茂太郎 殿

株主 永瀬 登
(明治乳業争議支援共闘会議事務局長)
株主 小関 守
(明治乳業賃金・昇格差別撤廃争議団団長)

第130期 明治乳業株式会社株主総会に対する「事前質問書」

はじめに

前期129期株主総会には、株主64名の連名で「事前質問書」を提出し回答を求めました。

その内容は、国民生活の「安全・安心」を根底から脅かす不祥事・不正行為が、次々と明らかになる異常事態の中で明治乳業も例外ではなく、事態の進展によっては経営基盤を揺るがしかねない、重大な問題が含まれていることなど経営陣の考えを問い質しました。

特に、静岡工場に在籍していた株主から、自らも関わった「回収製品再利用」問題で提起された質問は重要でした。しかし、経営陣の対応は、指摘された事実の一切を否定・隠蔽し、さらに、告発当事者である株主発言の一切を封じて、ガードマンを動員して総会排除を強行する暴挙に及んだのです。まさに、厳粛であるべき株主総会を、経営陣が自ら汚しおとしめるものであり、多くの企業がめざしている「株主総会のあり方」とは異質の、極めて異常な総会運営だったのです。このことは、食の不祥事などの内部告発者に対する解雇や減給、その他不利益な取り扱いを無効とする、公益通報者保護法にも違反する行為です。

今期株主総会は、深刻さを増す「格差と貧困」の社会的な広がりなどを背景に、企業活動のあり方と社会的責任が一層厳しく問われる中で開かれます。

私たちは、「明治乳業は、お客様、株主、お取引先をはじめとするステークホルダーの皆様から信頼され、そして満足していただける企業をめざす。そのため、役員及び従業員は、諸法令、国際的取り決め、社会規範及び明治乳業行動規範などを遵守し、誠実に行動する」との明治乳業行動規範を文字どおり実践していただきたいと思えます。

私たちの願いは3つです。一つは、食の安全・安心を求める消費者の要望にこたえること。二つ目は、飼料代高騰などで46都府県で原料である生乳の生産が減少、生乳の乳価を引き上げてほしいという酪農家の要望にこたえること。三つ目は、長期にわたる労働争議の解決に向け真摯に話し合うことです。私たちは、この要望を実現させるため、3月18日に明治乳業本社社前で300人規模の集会を行いました。この行動をテレビなどが大きく報道し、私たちの行動への共感が広がっています。また、「明治乳業争議支援関西共闘会議」の結成総会が5月29日に開かれるなど、長期化している明治乳業争議への支援が大きく広がり、全国的なたたかひに発展しています。

私たちは、食の安心・安全、酪農経営の安定、長期争議の解決を願い、明治乳業に健全な企業活動を求める立場から、これまでの株主総会の状況をも踏まえ、今期株主総会に対し下記の「事前質問書」を提出します。

強権的な総会運営など、時代錯誤ともいえる昨年の事態を繰り返さない為にも、真摯な対応と誠実な回答を求めるものです。

記

1、長期労働争議の解決及び労働者の生活と権利を守る立場からの質問

1) 長期化している労働争議の全面解決を求める立場からの質問

現在、明治乳業を相手とする労働争議は、1985年4月申立ての市川工場事件（32名）が最高裁での上告審となり、また、1994年7月申立ての全国事件（9事業所32名）は、東京都地方労働委員会で、本年6月5日より証人審問が開始された状況にあります。

私たちは、昨年の株主総会でも提起したように、長期争議の収拾にむけて重要なのは、東京高裁判決が判示した事実の認定・判断にもとづき、真摯に話合うことだと考えています。

前期株主総会での答弁は、「控訴棄却」の結論だけを盾に、判示された事実認定・判断には一切言及しない極めて恣意的なものであり、長期労働争議の当事者責任を回避する異常なものでした。

従って、今期総会では、改めて東京高裁判決が判示した不当労働行為・差別事件の判断要件に係わる部分を指摘し、経営陣が労使関係の歴史的事実として真摯に受け止め、求められる是正措置と正常化に向け、話し合いの場を早期に設定されることを求めます。

イ、申立人らを集団として認定し、集団間比較で「格差の存在」を判断したこと。

※ 判決は、「申立人らが昭和42年頃までに、市川支部で労組中央本部の方針に反対し、生産性向上施策に反対する取組みをし、その後も継続的に市川支部執行部役員に立候補する等の活動をしてきたのであるから、申立人らを組合活動の面では1つの集団とみた上で、成績格差の有無の集団的な考察の判断を進めることが許されるべきである（判決文45頁）」と、明確に申立人らの集団性を認定しました。

ロ、「職分号給格差」の存在を明確に認定したこと。

※ 判決は、「集団的に比較した場合、号給では無視できない差異が存在するものと認められる」とか、「昭和59、60年度に受ける号給で、他の従業員と比べ有意な格差があった（判決文53頁）」と、「格差」の存在を明確に認定したのです。

ハ、格差の原因を、昭和40年代からの人事考課成績による累積された格差と認定したこと。

※ 判決は、「事業所採用者コースに属する同期、同学歴の他の者（414人）に比べて、格付けられた号給において有意な格差があったが、その原因は、それまでの各年度ごとに行われた人事考課成績において、おしなべて低位な成績を受け、昇号給しない年度が生じたり、昇格についての成績基準が充足しないで昇格が遷延したためであるとみるべきである」。「集団的に低位な成績を受けた時期は、昭和40年代、特に顕著なのは、昭和49年までであるとみられるのである（判決文57頁）」とし、格差が解消されずに累積してきたことを認定したのです。

ニ、不当労働行為意思についても、「妥当するとみる余地はある」と推認したこと。

※ 判決は、「申立人らがこのような低位な成績を受けた理由については、当審においても展開された控訴人ら、参加人の各主張やこれまで提出された膨大な証拠からも明らかなように、双方が激しく争ってきた。（判決文57頁）」とし、控訴人らが主張した「勤務評定で差をつける」等の、職制連絡会議（笠原ファイル）の一部を引用しながら、「控訴人らの上記主張が妥当するとみる余地はある」と判示しているのです。

すなわち、不当労働行為事件の判断要件に照らすならば、明治乳業が行ってきた不当労働行為と差別は明確に判断されたのであり、この事実を経営陣は真摯に受け止めて対応すべきなのです。

私達は、当然ながら「控訴棄却」の結論については法的に争う余地を維持しつつ、同時に、判決が判示した事実認定・判断は、全面解決を後押しするに十分な内容であることに確信を深め、その実現に向け誠実に努力しているところです。

上記、高裁判決が示した認定、判断を踏まえ、下記の質問への回答を求めます。

- ①、食品、乳業界、明治乳業を巡る諸状況から判断しても、企業イメージを損なう労働争議の継続は、好ましくないと考えますが経営陣の判断はどのようなのですか。
- ②、労働争議は第三者機関の判断だけでは終結せず、最後は当事者双方の「話し合い」によるものと考えますが、一方の当事者として長期争議の終結を、どのように考えているのですか。
- ③、「司法判断を尊重します」といいますが、高裁判決の事実認定を「司法判断」と受け止め、全面解決への契機とすべきだと考えますがどうですか。
- ④、都労委での「全国事件」は、これから実質審理が開始される段階です。明治乳業は、さらに、10年、20年と労働争議を継続するつもりなのですか。
- ⑤ 明治乳業行動規範の10項目目には、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、これらの脅威には屈しない」とありますが、明治乳業争議団も同様の勢力と考えているのですか。

2) 「貧困と格差」の広がりなどに対する企業の社会的責任を求める立場からの質問

「貧困と格差」の深刻な広がりを背景に、労働者の働かされ方が社会問題となる中で、福田首相が御手洗経団連会長に対し「非正規の正規化」への努力を要請しています。しかし、総務省の発表でも非正規雇用の比率は、34%（08年1～3月期）と過去最高を更新する状況です。

企業の社会的責任として、明治乳業からワーキングプア（働いても貧困から脱出できない人々）と呼ばれる労働者を生まないために、以下の質問への回答を求めます。

- ① 明治乳業及び明治乳業グループでの、正規社員と非正規の比率（平成20年3月時点）と、非正規の人数を種別（臨時、パート、派遣、請負など）に、その実態の回答を求めます。
- ② 明治乳業が支払っている非正規労働者への最低時給を雇用形態別に回答することを求めます。
- ③ 明治乳業からワーキングプアを一掃するためにも、雇用形態に関わらず時給1000円以上に改善すべきだと考えますが、経営陣の見解はどうでしょうか。
- ④ 明治乳業グループや下請企業を含め、労働時間・休息时间・休暇制度など、労働基準法が遵守されているかの指導・点検は行っていますか、その結果の報告を求めます。もし、内部告発などで不法行為が明らかになった場合、経営陣の責任をどのように考えているのですか。
- ⑤ 「取締役（役員）の報酬は株主総会に議案として提出し、承認を得なければならない」「役員報酬は、個別開示することが望ましい」。この流れに基づき、役員報酬の個別開示を求めます。

3) 「外国人研修・技能実習制度」を悪用した不正派遣労働を受け入れた問題に関する質問

昨年8月のマスコミで、明治乳業子会社（明治ケンコーハム）などが、03年から4年間にも及んで「外国人研修・技能実習制度」で来日した中国人実習生らを、人材派遣会社を通して働かせていたことが報道されました。発展途上国への技術移転を目的に受け入れている実習生を、低賃金労働者として就労させるのは企業モラルにも関わる問題であり、以下について質問します。

- ① 明治乳業は、外国人研修・技能実習制度で来日している者を、人材派遣会社を通して働かせることを、会社方針として容認しているのですか。
- ② 明治乳業グループで受け入れている「研修生」の総数を、送り出し国別と、受け入れ企業別に回答を求めます。また、受け入れ方法は企業単独型なのか、団体管理型なのか、後者の場合の第一次受け入れ機関はどこなのか、回答を求めます。
- ③ 報道によると、明治ケンコーハムの担当者は、「日本人パートは時給850円のところ、実習生は700円」といい、人材派遣会社に管理費を払っていたと説明します。不法派遣会社が介在し安い時給で働かせていた事実について、経営陣はどのように考えているのですか。
- ④ 明治乳業グループでの、「研修生」の一日平均労働時間、月額手当て、休日数の回答を求めます。
- ⑤ 去年の事件発覚以来、「悪質なケース」との批判が強まっていますが、明治乳業は事件後、どのように対処したのですか。また、経営陣の責任をどのように考えているのですか。

2、食の「安全・安心」、及び、企業倫理・コンプライアンスなどに関する質問

明治乳業行動規範の1項目目は、「お客様の健康と幸せに貢献できる安全で魅力的な商品とサービスを開発・提供する」と定めますが、この規範に照らしての企業活動分析が求められています。

消費者意識も、「食の安全に対する不安」が83%（読売新聞社08年1月世論調査）など、不祥事・不正行為に対する不信・怒りは止まりません。また、企業が一瞬にして崩壊の淵に追い込まれる事例でも明白なように、株主にとっても無関心は許されない深刻な事態です。

私たちは、行動規範を逸脱する看過できない明治乳業の不祥事・不正行為について、独自の調査や専門検査機関への分析依頼なども行い、事実の解明と再発防止の対策を一貫して求めてきました。

しかし、この間の株主総会でも明らかなように経営陣の対応は、事実を隠蔽し歪曲する等に始終する極めて不誠実なものです。そして、このような企業体質が、その後も発生する不祥事の背景となっていると言わざるを得ないのであり、企業存立にも関わる問題として経営陣の責任は極めて重大です。下記の主な事項に関する誠実な回答を求めます。

1) 静岡工場での「回収製品再利用」問題に関する質問。

去年の株主総会で、回収製品再利用に関わった株主（酒井俊二氏）の「事前質問」に対する答弁は、クレーム発生自体を否定し、回収の事実も再利用の一切も、全て否定するものでした。

さらに、真相の解明を求める当事者株主の発言を封じ会場からの排除を指示するなど、議場が騒然となる異常な状況の中で議決だけを強行する、まさに暴挙と言わざるを得ないものでした。

改めて、経営陣の異常な対応など以下の質問への回答を求めます。

- ① 「事前質問者」の株主発言を認めず、ガードマンに排除を命じる行為は、株主権利を著しく侵害するものと考えますが、経営陣は今でも正当な行為だったと考えているのですか。
- ② 現行法では、冷凍食品再利用の規制がなく「回収品再利用」自体は違法行為に当たらないといいますが、経営陣は「法にふれなければ再利用も自由」の立場をとっているのですか。
- ③ 静岡保健所によると、「日報管理の不備、回収製品保管マニュアルの未作成などで明治乳業を指導（07年7月）した」との報告ですが、その後の改善策はどうなっているのですか。

2) 大腸菌汚染の「ミルク220ml」の出荷販売に関する質問

千葉明治乳業で、マクドナルド社に納品している「ミルク」（07年7月16日製造の13536本）が、混入してはならない種類の大腸菌に汚染されていることが確認され自主回収しています。

重大なのは、明治乳業の公表が18日と遅れた為に、11都県44店舗で146本が販売され消

費者に渡った事です。以下についての回答を求めます。

- ① マスコミの「公表がなぜ遅れたのか」の指摘に対し、浅野社長は「原因の調査」を理由としました。しかし、原因究明の前に一刻を争って事実を公表し、被害を阻止するのが危機管理の基本だと思いますが、いまでも経営陣の判断に問題はなかったと考えているのですか。
- ② 製品検査の結果（16時間程度が必要）が確認される前に、製造元から出荷・販売される物流体制に問題があると以前から指摘されていますが、経営陣に改善の考えはないのですか。
- ③ 調査の結果、保健所より「食品取扱設備等の衛生管理の基準の遵守」及び「危害分析の見直し等の継続実施」などが指導されていますが、具体的な改善策の報告を求めます。

3) 「明治牛乳200ml」への赤サビ混入事件に関する質問

関西工場で製造（08年4月15日～22日）された壺容器牛乳200mlに、沈殿物があるとの大阪府内の保育園などからの苦情で赤サビ混入が確認され、同ラインで製造した159万本の回収が公表されました。すでに対象製品の多くが消費されている事など、看過できない不祥事です。

- ① 「洗びん機の仕上げ水タンク内で赤サビを確認」との発表ですが、壺洗浄最終工程の重要な「仕上げ水タンク」内に、製品混入する程までにサビが発生していたことが、なぜ日常の点検作業（HACCP管理手法）などで確認されなかったのですか。
- ② 沈殿する赤サビならば目視で確認は可能なはずですが、牛乳充填前の目視による検壺作業は実施しているのですか。工程管理の現状に問題はないのか、回答を求めます。
- ③ 製品の安全確認に必要な「各種検査」は、定時間ごとの製品サンプリングによって行われていると思いますが、目視による壺容器の異物混入検査などは行っていないのですか。
- ④ 回収対象数は5商品159万本の公表ですが、実際に回収できたのは何本になるのですか。
- ⑤ 159万本回収による被害総額の報告と、経営陣の責任についての答弁を求めます。

4) 「大判ロースハム146g（真空パック）」に基準以上の亜硝酸ナトリウム残存に関する質問

明治ケンコーハムで製造販売の「大判ロースハム146g（真空パック）」（賞味期限08年6月27日）製品に、亜硝酸ナトリウムが残存量の基準を上回って含まれていることが判明し、当該商品の回収が公表されたことが6月5日付けで報道されています。

なぜ、このような事故が続くのでしょうか。経営陣の認識と対応策を伺います。

- ① 亜硝酸根として、「0、070g/kg以下の基準に対し、0、091g/kgを検出」との報道ですが、この事実は、どの過程で確認され、回収の公表に至ったのですか。
- ② 製品出荷前の製造工場での品質検査などで、なぜ、このような事故が防止できないのですか。
- ③ 「健康への影響はないものと考えます」というが、繰り返される不祥事の中で消費者の不安・不信は払拭されません。亜硝酸ナトリウムの摂取量による人体への影響などの説明を求めます。
- ④ 続発している不祥事の内容と、その事後処理などの対応状況から、極めてずさんな「危機管理体制」を痛感しますが、経営陣の認識はどうですか。早急に改善されるべきではないですか。

5) 「地球温暖化対策」等での補助金を受け、自民党に献金した問題に関する質問

地球温暖化対策は、洞爺湖サミット（7月開催）の中心テーマです。日本でも補助金制度の確立などで地球温暖化対策や新エネルギー開発事業などの促進をめざしていますが、明治乳業も行動規

範の11項目目に、「地球環境に配慮した企業活動」を掲げています。

ところが、昨年10月の報道で、事業促進の補助金交付を国から受けた明治乳業など大手企業20社が、2006年に自民党に1億1千万円（民主党にも3社が2百万円）の献金を行っていたことが明らかになりました。補助金交付から1年以内の献金は「政治資金規正法」で禁止されている違法行為です。この件に関し以下についての回答を求めます。

- ① 補助金交付を受けての政治献金が、「政治資金規正法」に抵触する不法行為であることを、経営陣は承知のうえで自民党への献金をおこなっていたのですか。
- ② 補助金の原資は税金であり、税金が企業に流れ、企業から献金として政党に流れる「税金還流」の構図に、国民は不信と怒りを感じていますが、経営陣の認識はどのようなのですか。
- ③ 総務省政治資金課は、「献金する企業は、規正法を厳格に守ってもらわないと困る」と述べていますが、明治乳業は今後も自民党などへの政治献金を続ける方針なのですか。

3、国内酪農の維持振興と健全な企業発展を求める立場からの質問

穀物の国際相場の高騰を背景に、飼料価格がトン当たり2万2百円も急速に押し上げられ、国内畜産・酪農経営は危機的状況にあります。そして、廃業する酪農家が続くなかで生乳生産目標が達成できなくなり、需要を満たせない事態になっています。全国農協中央会の危機突破集会（2月15日）でも、「生産者の努力は限界だ。離農がとまらず、国産の畜産物を安定的に提供できなくなる」と、その深刻さが訴えられました。また、3月18日には、農民運動全国連合会、畜産農民全国協議会、明治乳業争議支援共闘会議が共同し、酪農家の窮状を訴えて、当面10円以上（kg当たり）の乳価引き上げを求める緊急行動が、明治乳業・乳業協会・農林水産省に対して行われ、その後も共同の運動が継続しています。行政が国策として農・畜産保護育成策を示し、酪農生産者と乳業メーカーが両輪となって支えてこそ、安全・新鮮な牛乳・乳製品の安定的供給は可能です。

国内産の安全・安心・新鮮な食料を守る立場から、以下の質問への回答を求めます。

- ① 明治乳業行動規範の6項目目は、「お取引先に対して公正で透明な取引を行い、相互信頼関係を構築する」と定めますが、酪農家は乳業メーカーの企業活動を支える大切な取引先です。苦境にある酪農経営に対し、責任ある対応が信頼関係の維持には欠かせないと考えますがどうですか。
- ② 酪農家が経営困難となり、07年だけで北海道で197戸（2・6%）、都府県で971戸（6・2%）も廃業する中で、その減産分がカバーできない状況にあることを、業界トップ企業の経営陣としてどのように認識しているのですか。
- ③ 輸入できない安全・新鮮な生乳生産の危機的状況に対し、経営維持と生産意欲を刺激する水準の乳価補償が、メーカーに求められる社会的責任だと思いますが、経営陣の認識はどのようなのですか。
- ④ 経営維持のためには、「1kg当たり30円」の値上げが必要との要求が、広範な酪農民から切実に示されていますが、経営陣はどのように受けとめているのですか。
- ⑤ 家庭用バターの商品不足が問題となるなかで、明治乳業など大手乳業企業は当面8月までの増産体制の継続を表明していますが、これに対応する明治乳業のバター増産規模の回答を求めます。
また、北海道芽室町のチーズ工場（20万t処理能力）の稼働状況はどのようなのか、現状報告を求めます。
- ⑥ 浅野社長（乳業協会副会長）は、政府諮問機関の「食料・農業・農村政策審議会 畜産部会」の臨時委員として、畜産物価格の決定に深く関わる立場にあります。乳業界の代表委員として、そ

の責任は重く積極的役割が求められていると思いますが、どのように対応しているのですか。

- ⑦ 牛乳消費低迷の背景には様々な要因がありますが、特に、消費者の不信・怒りを増幅させる不祥事・不正行為の続発は看過できない問題です。法令順守、隠蔽体質の改善など健全な企業活動が求められますが、経営陣は消費拡大策をどのように考えていますか。
- ⑧ 明治乳業株価の降下幅が心配です。サブプライムローン関連による株式市場の低迷だけでは、説明のつかない下落ぶりのようですが、不祥事の続発や長期化している労働争議などが、企業イメージを損う要因となっていると考えますが、経営陣の認識を伺います。

※ 上記の質問について検討され、6月20日（金）までに文書での回答を求めると共に、株主総会での答弁を求めます。回答内容を踏まえ、総会において質疑を行いたいと考えます。

◎ 「株主総会」を成功させる立場での提案。

昨年の異常な株主総会を踏まえ、改めて提案をいたします。

- 1、会場からの強制排除など、昨年のような株主権利を不当に規制する総会運営は絶対に許されません。議場混乱を回避するためにも、過度の発言規制はせず、一人でも多くの株主発言を保障し、真摯に受け止める姿勢を示してください。
- 2、あらかじめ簡単な昼食を用意し、適当な時間に休息時間を設定してください。
- 3、株主からの「事前質問書」等は準備し、会場入り口で参加者に配布してください。

◎ 上記、「事前質問書」に賛同されている株主は、下記の方々であることを通告いたします。

永瀬 登	西川征矢	篠崎 力	田畑文男	戸塚章介	塚本紘正	渡辺 博
小西健二	小西 眞	中村慶子	吉兼重雄	荒木田肇	高坂美之留	沖 和子
山下茂夫	足立 昇	斉藤安助	安藤節子	野島行子	岡田 稔	長岡良春
福地春喜	永島敏雄	堀江幸男	高松美智子	瓦田政義	荒谷文子	根岸武雄
田村広史	加賀谷保子	大井百合子	高橋克己	古小高弘則	小関 守	中島栄夫
佐々木洋治	久保政宣	杉山年男	矢口正明	斉藤忠義	岩本哲男	福島則寛
沢山 宏	大井十九一	岩崎 弘	福井康良	松下秀孝	村山東男	加藤繁敏
神崎和義	後藤春士	酒井俊二	井村隼啓	伊藤武治	大井 修	門脇紀久
広中正治	二口道子	中村利博	遠藤 力	加藤和彦	山城重久	桜井隆夫

食品フォーラム

以上。